



平成 28 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社プロパスト
代表者名 代表取締役 津江 真行
(コード：3236、J A S D A Q)
問合せ先 取締役管理本部長
兼経営企画部長 矢野 義晃
(TEL. 03-6685-3100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 11 日開催の取締役会において、平成 28 年 8 月 30 日開催予定の第 30 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款一部変更の理由

当社は、当社の第 1 種優先株式について、平成 27 年 12 月 29 日までに全株式を取得し、自己株式として保有しておりましたが、本日開催の取締役会において、この全てを即日消却することを決議いたしました。これに伴い、当社が発行している株式は普通株式のみとなります。

現時点では、今後、優先株式を発行する予定もないことから、優先株式に関する条項の定めを削除ないし変更（優先株式に関する文言の削除）するものであります。

2. 変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 8 月 30 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 8 月 30 日（火）

3. 変更の内容

変更の内容は、次項以下の新旧対比表のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、36,000,000株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は36,000,000株、第1種優先株式の発行可能種類株式総数は346,925株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条の2 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、<u>第1種優先株式につき1株とする。</u></p> <p>第6条の3～第9条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 種類株式</p> <p>(<u>第1種優先株式</u>)</p> <p>第9条の2 当社の発行する第1種優先株式の内容は、次の各項に定めるとおりとする。</p> <p><u>2 (優先配当金)</u></p> <p>(1) <u>第1種優先配当金</u></p> <p><u>イ 当社は、平成25年5月31日(同日を含む。)までの日を基準日として、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。但し、第4項但書の場合を除く。)を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)</u> <u>又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u> <u>又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき第(2)号イに定める額の金銭(以下</u></p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条の2 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とする。</p> <p>第6条の3～第9条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

「第1種固定優先配当金」という。)を配当する。但し、当該剰余金の配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、第1種固定優先配当金の全部又は一部の配当(第(3)号に定める累積未払第1種固定優先配当金の配当を除く。)が既に行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

ロ 当会社は、平成25年6月1日(同日を含む。)

以降の日を基準日として、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。但し、第4項但書の場合を除く。)を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第(2)号ロに定める額の金銭(以下「第1種変動優先配当金」という。)を配当する。

ハ 剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当会社が第1種優先株式を取得した場合には、当該第1種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(2) 第1種優先配当金の額

イ 第1種固定優先配当金の額は、事業年度ごとに、1株につき、585円(但し、第1種優先株式について、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

ロ 第1種変動優先配当金の額は、同一の基準日において、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、普通株式1株につき、支払うこととなる剰余金の配当の額に40を乗じた額とする。

3 (累積条項)

平成25年5月31日(同日を含む。)までの日を基準日として、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して支払われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度の初日までに累積した累積未払第1種固定優先配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の額の合計額が当該基準日を含む

(削 除)

事業年度に係る第1種固定優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第1種固定優先配当金」という。）については、第1種固定優先配当金及び第1種変動優先配当金並びに普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して支払う。

4（非参加条項）

（削 除）

第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、第1種固定優先配当金又は第1種変動優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5（残余財産の分配）

（削 除）

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき8,000円及び累積未払第1種固定優先配当金の合計額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、前号のほか残余財産の分配は行わない。

6（議決権）

（削 除）

第1種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

7（種類株主総会における決議）

（削 除）

(1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 第1種優先株式の募集事項の決定については、第1種優先株式を引き受ける者の募集について、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決

議を要しない。

8 (普通株式を対価とする取得請求権)

(削 除)

(1) 取得請求期間

第1種優先株式の払込期日又は給付期日から起算して1年を経過した日以降とする。

(2) 取得の条件

第1種優先株主は、第1種優先株式の全部又は一部について、当社が第1種優先株式を取得するのと引換えに、第1種優先株式1株につき下記イ及びロに定める取得比率により、下記ハの定めに従い、当社の普通株式を交付することを請求することができる。

イ 当初取得比率

当初の取得比率は2.000とする。

ロ 取得比率の調整

(a) 当社は、第1種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、それぞれ以下のとおり、次に定める算式(以下「取得比率調整式」という。)をもって取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{1株当たり時価}}} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

取得比率調整式の計算については、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。取得比率調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の取得比率を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものである。取得比率調整式で使用する

「交付普通株式数」は、下記（b）（ii）
の場合には、株式の分割により増加する
普通株式数（基準日における当会社の有
する普通株式に関して増加した普通株式
数を含まない。）とし、下記（b）（iv）
の場合には、株式の併合により減少する
普通株式数（効力発生日における当会社
の有する普通株式に関して減少した普通
株式数を含まない。）を負の値で表示して
使用するものとする。取得比率調整式で
使用する「1株当たりの払込金額」は、
下記（b）（i）の場合は当該払込金額（金
銭以外の財産を出資の目的とする場合に
は適正な評価額、株式無償割当ての場合
は0円）、下記（b）（ii）及び（iv）の場合
は0円、下記（b）（iii）の場合は下記
（b）（v）で定める対価の額とする。取得
比率調整式で使用する「1株当たり時価」
は、調整後の取得比率を適用する日に先
立つ45取引日目に始まる連続する30取
引日の大阪証券取引所JASDAQ市場にお
ける当会社の普通株式の普通取引の毎日
の終値の平均値（終値のない日数を除く。
なお、上記平均値の計算は、円位未満小
数第2位まで算出し、その小数第2位を
四捨五入する。）とする。

（b）取得比率調整式により第1種優先株式の
取得比率の調整を行う場合及びその調整
後の取得比率の適用時期については、次に
定めるところによる。

（i）上記（a）に定める1株当たり時価
を下回る払込金額をもって普通株式を
交付する場合（株式無償割当ての場合
を含む。）（但し、当会社の交付した取
得条項付株式、取得請求権付株式若し
くは取得条項付新株予約権（新株予約
権付社債に付されたものを含む。以下
本口において同じ。）の取得と引換えに
交付する場合又は普通株式の交付を請

求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使により交付する場合を除く。）調整後の取得比率は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は株式無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式について株式の分割をする場合

調整後の取得比率は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若

しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記（a）に定める1株当たり時価を下回る対価（下記（v）において定義される。以下同じ。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、又は上記（a）に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（株式無償割当ての場合を含む。）調整後の取得比率は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普

通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は株式無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式について株式の併合をする場合調整後の取得比率は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(v) 上記 (iii) における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) 上記 (b) に定める取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために取得比率の調整を必要とするとき。

(ii) 取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社が取得比率の調整を必要と認めるとき。

(d) 取得比率調整式により算出された調整後の取得比率と調整前の取得比率との差が0.0001未満の場合は、取得比率の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の取得比率は、その後取得比率の調整を必要とする事由が発生した場合の取得比率調整式において調整前取得比率とする。

(e) 取得比率の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得比率、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

ハ 取得と引換えに交付すべき普通株式数

株式対価取得請求に基づき当社が第1種優先株式の取得と引換えに第1種優先株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、第1種優先株主が取得を請求した第1種優先株式の数に、取得比率を乗じた数とする。なお、第1種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従った金銭の交付をしない。

9 (普通株式を対価とする取得条項)

(削 除)

当社は、平成25年12月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来(以下「普通株式対価強制取得日」という。)をもって、当社が第1種優先株式の全部又は一部を取得(以下「普通株式対価強制取得」という。)するのと引換えに、普通株式対価強制取得の対象である第1種優先株式の総数に、8,000円を普通株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、当該平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる割合(小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)(但し、当該割合が2.000(以下「上限割合」という。但し、第8項第(2)号ロに定める取得比率の調整が行われた場合には、上限割合にも必要な調整が行われる。)を超える場合には、上限割合とする。)を乗じて得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付することができる。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234

条に従ってこれを取り扱う。なお、一部取得を行う場合において取得する第1種優先株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

10 (金銭を対価とする取得条項)

(削 除)

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社が第1種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得する第1種優先株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における第1種優先株式1株当たりの取得価額は、金銭対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に金銭対価強制取得日における第8項第(2)号に定める取得比率を乗じた額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）又は8,000円（但し、第1種優先株式について、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）のいずれか高い額とする。

11 (譲渡制限)

(削 除)

譲渡による第1種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

第3章 株主総会

第10条～第15条 (条文省略)

第10条～第15条 (現行どおり)

<p>(種類株主総会)</p> <p><u>第 15 条の 2 第 11 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第 12 条、第 13 条および第 15 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第 14 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>4 第 14 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第 16 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 16 条～第 44 条 (現行どおり)</p>
---	--

以 上